

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第6号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則の一部を改正する規則案
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号）の一
部を次のように改正する。

第31条第1項中第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号ま
でに掲げる歳入に係る遅延損害金

第62条第2項中「前条ただし書」を「前条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。